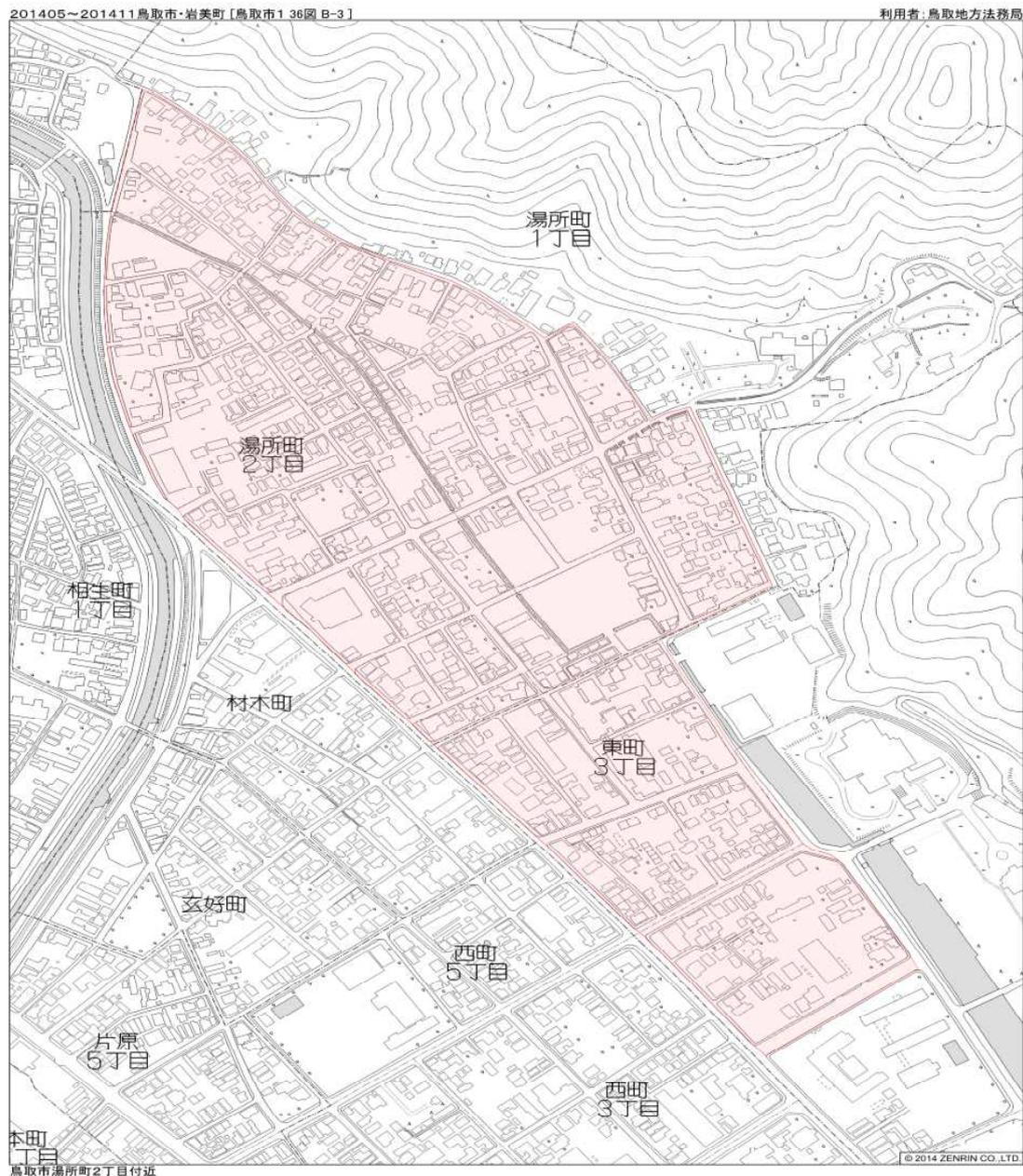


令和6年度、鳥取市湯所町一丁目ほか地区において地図作成事業を行います。

法務局では、現在、土地の正確な位置を特定するために、順次、精度の高い地図（※）を作成しており、令和6年度は、以下に図示した鳥取市湯所町一丁目、湯所町二丁目、東町二丁目及び東町三丁目の各一部の地区において、新たな地図を作成することとしています。

（※）不動産登記法第14条第1項に規定された地図

作業予定区域（下記赤線内側）



作業期間

令和6年4月から令和7年3月まで

実施機関

計画機関 鳥取地方法務局

作業機関 公益社団法人鳥取県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

地図作成の効果

- 調査結果に基づき、土地の正しい地目や面積（地積）を登記記録に反映します。
- 最新の測量に基づいて作成された地図及び図面（地積測量図）が法務局に備え付けられます。
- 土地の位置や区画が正確に特定できるため、境界に関する争いを防止できます。
- 境界杭や標識などが亡失しても、地図に基づいて境界を復元することができます。
- まちづくりのための公共事業が進みやすくなります。

お問合せ・連絡先

〒680-0011

鳥取市東町二丁目302番地（2階）

鳥取地方法務局 地図作成現地事務所

TEL（0857）22-2213

開庁時間 午前9時00分から午後5時00分まで

（土日・祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。）